

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、増収分についてはその用途を明確化し、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

本町では、令和7年度決算における「地方消費税交付金（社会保障財源化分）」について、下記の社会保障施策に充当し実施しましたので公表いたします。

令和8年10月

■ 歳入歳出決算の状況	【歳入】 地方消費税交付金（従 来 分）	198,069 千円
	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	248,041 千円
	計	446,110 千円
	【歳出】 社会保障施策に要する経費（総 額）	3,793,677 千円

■ 社会保障施策に要する経費（内訳）

社会 保 障 施 策 区 分		経 費	財 源 内 訳					主 な 事 業 内 容
			特 定 財 源			一般財源	うち、引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
			国・県 支出金	町 債	その他			
社会福祉	障 害 者 福 祉 事 業	637,735	452,224	0	0	185,511	17,606	障害者自立支援給付費、重度心身障害者医療費
	高 齢 者 福 祉 事 業	515,607	5,983	1,877	49,172	458,575	43,520	高齢者福祉施設管理費、養護老人ホーム諸経費
	児 童 福 祉 事 業	1,218,369	338,439	63,200	45,607	771,123	73,183	保育所（公立・私立・認定こども園）諸経費、乳幼児・児童医療費
	母 子 福 祉 事 業	20,666	10,277	0	0	10,389	986	妊産婦健康診査事業、ひとり親家庭医療費
	そ の 他	20,783	10,193	0	106	10,484	995	町民館及び隣保館(管理・事業)費
	小 計	2,413,160	817,116	65,077	94,885	1,436,082	136,290	
社会保険	介 護 保 険 事 業	442,549	25,810	0	429	416,310	39,510	介護保険特別会計への繰出金
	国民健康保険事業	185,027	84,508	0	0	100,519	9,540	国民健康保険特別会計への繰出金
	後期高齢者医療事業	462,423	86,641	0	0	375,782	35,663	後期高齢者医療特別会計への繰出金、後期高齢者医療広域連合医療費負担金
	小 計	1,089,999	196,959	0	429	892,611	84,713	
保健衛生	疾 病 予 防 対 策 事 業	66,279	1,107	0	4,512	60,660	5,757	各種予防接種事業、健診事業
	診療所管理運営事業	214,017	3	0	0	214,014	20,311	診療所特別会計への繰出金
	医療提供体制確保事業	10,222	0	0	0	10,222	970	緊急医療病院群輪番制病院負担金
	小 計	290,518	1,110	0	4,512	284,896	27,038	
合 計		3,793,677	1,015,185	65,077	99,826	2,613,589	248,041	

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。